

名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の整備に関する条例
便所又は浴室等の出入口に接する通路その他これに類するものについて
(条例第 6 条第 1 項第 2 号ウ及び同条第 3 号ウの取扱い)

高齢者や障害者等が一般客室内の便所及び浴室等を円滑に利用できるよう、出入口に接する通路その他これに類するものの幅 (A) は、客室面積が 15 m² 以上の場合は 100cm 以上 (客室面積が 15 m² 未満の場合は 80cm 以上) としています。(図 1)

また、便所及び浴室等の出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合、車いすが直角に曲がりながら幅 75cm の出入口を通過するためには、その前面に幅 100cm 以上の空間が必要となります。そのため、脱衣室や洗面所の出入口及びこれに接する通路その他これに類するものの幅 (B・C) は、客室面積が 15 m² 以上の場合は 100cm 以上 (客室面積が 15 m² 未満の場合は 80cm 以上) としています。(図 2)

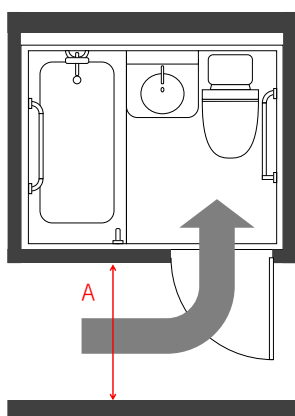


図 1

客室面積 15 m² 以上 A : 100cm 以上
客室面積 15 m² 未満 A : 80cm 以上

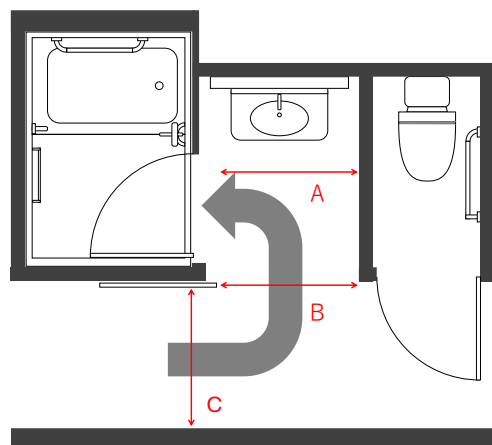


図 2

客室面積 15 m² 以上 A : 100cm 以上
B : 100cm 以上
C : 100cm 以上
客室面積 15 m² 未満 A : 80cm 以上
B : 80cm 以上
C : 80cm 以上

なお、次に例示する場合には、脱衣室や洗面所等の出入口の幅 (B) を上記のとおり確保しなくても、便所及び浴室等を円滑に利用することができるため、条例第 6 条第 1 項ただし書に規定する「整備基準による場合と同等以上の高齢者、障害者等にとって円滑に利用できるようにするための措置」が講じられているものとして取り扱います。

- ・便所及び浴室等に直進して入れる場合（図3）
- ・脱衣室や洗面所等に車いすが転回できる十分な空間（径 150cm 以上の円または 140cm 角以上の空間）が確保されている場合（図4）

⇒この場合、脱衣室や洗面所の出入口の幅(B)は、客室面積が 15 m²以上の場合は 75cm 以上（客室面積が 15 m²未満の場合は 70cm 以上）とすることができます。

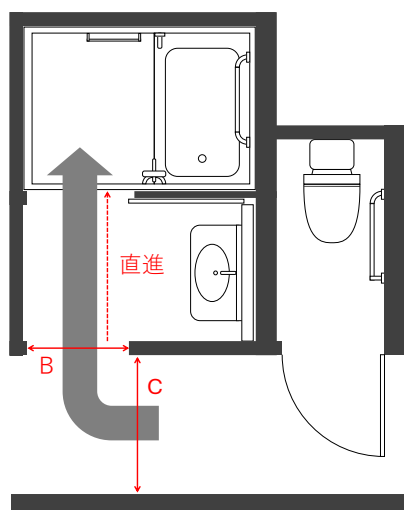


図3

客室面積 15 m²以上 B： 75cm 以上
C： 100cm 以上

客室面積 15 m²未満 B： 70cm 以上
C： 80cm 以上

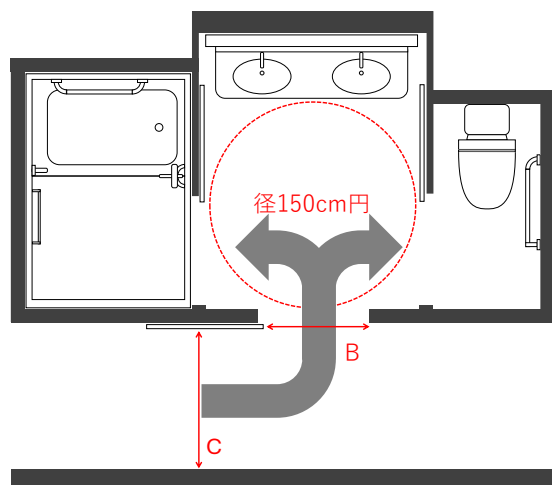


図4

客室面積 15 m²以上 B： 75cm 以上
C： 100cm 以上

客室面積 15 m²未満 B： 70cm 以上
C： 80cm 以上

- ・脱衣室や洗面所等に、車いすが方向転換しながら通過するための空間（100cm 角以上の空間）が確保されている場合（図5）

⇒この場合、脱衣室や洗面所の出入口の幅(B)は、客室面積が 15 m²以上の場合は 80cm 以上（客室面積が 15 m²未満の場合は 75cm 以上）とすることができます。

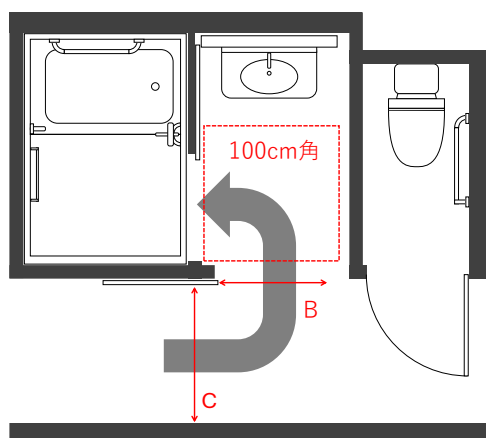


図5

客室面積 15 m²以上 B： 80cm 以上
C： 100cm 以上

客室面積 15 m²未満 B： 75cm 以上
C： 80cm 以上

名古屋市高齢者、障害者等が円滑に利用できる宿泊施設の客室の整備に関する条例（抜粋）

第 6 条 一般客室（和室部分を除く。以下この条において同じ。）の利用者が一般客室を円滑に利用できるようにするための整備の基準（以下「整備基準」という。）は、次のとおりとする。ただし、整備基準による場合と同等以上の高齢者、障害者等にとって円滑に利用できるようにするための措置が講じられていると認められる場合又は整備基準に適合させることが著しく困難な場合として規則で定める場合は、この限りでない。

(1) （略）

(2) 一般客室の床面積（和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における一般客室の出入口のある階の部分以外の部分を除く床面積をいう。以下この条において同じ。）が 15 平方メートル（2 以上のベッドを置く一般客室にあっては、19 平方メートル）未満の場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア・イ （略）

ウ ア又はイの規定の適用を受ける便所又は浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所を設ける場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の 1 以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するものを含む。次号において同じ。）の幅は、80 センチメートル以上とすること。

(3) 一般客室の床面積が 15 平方メートル（2 以上のベッドを置く一般客室にあっては、19 平方メートル）以上の場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア・イ （略）

ウ ア又はイの規定の適用を受ける便所又は浴室等の出入口に接する通路その他これに類するものの幅は、100 センチメートル以上とすること。